

福島県の測量等委託業務に係る 総合評価方式参加の手引

(平成23年11月改正版)

注 1) 本手引は、平成23年11月1日以降に入札公告するものに適用します。

注 2) 総合評価方式は条件付一般競争入札における方式ですので、「福島県の測量等委託業務に係る条件付一般競争入札参加の手引（H23.6月改正版）」と併せてご覧ください。

福島県総務部入札監理課
平成23年11月1日

目 次

1	総合評価方式とは	1
2	落札者の決定方法（総合評価の方法）	1
3	対象業務	2
4	総合評価方式の種類	3
5	価格以外の評価項目と配点	4
6	学識経験者からの意見聴取	5
7	公告	5
8	入札参加の提出様式	5
9	見積期間、入札参加に係る質問・回答	6
10	技術提案書の提出	6
11	技術提案書の審査	7
12	入札の執行（開札）	7
13	落札候補者への連絡（第1順位の落札候補者のみ）、書類の提出	8
14	低入札価格調査	9
15	低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合の 契約の条件	9
16	落札者の決定	10
17	契約の締結、技術提案の評価結果・落札結果の公表	10
18	業務の実施	10
19	理由の請求・回答	11
	測量等委託業務総合評価点評価基準	12
	測量等委託業務総合評価方式 様式関係記載留意事項	31

測量等委託業務総合評価方式 入札・契約手続きフロー

○：関連する項番号

【入札参加者】

【入札執行権者】

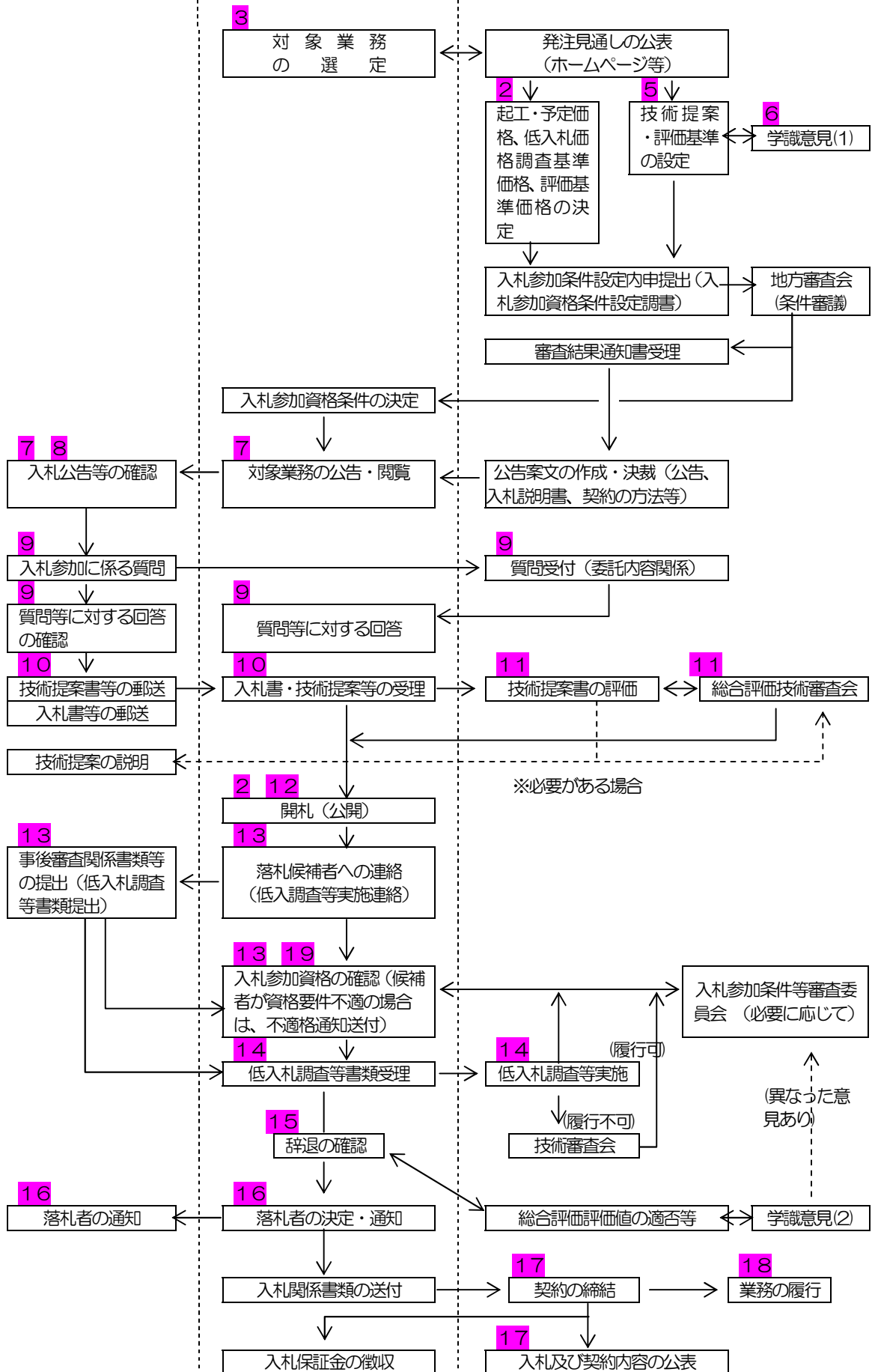
【契約権者】

【起工】

【公告】

【開札】

【落札者決定】



測量等委託業務 総合評価方式の主な改正点 (平成23年11月1日以降に入札公告を行う案件に適用)

1 全類型共通の変更点

① 評価項目の追加

配置予定技術者の技術力において、「業務成績評定」を評価項目に新たに加えました。

測量、調査及び土木設計業務	
配点	平成23年11月1日以降
1.0点	過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定（技術者に対する評定点。以下同じ。）が80点以上であったことがある場合
0.5点	過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が75点以上であったことがある場合

建築設計業務	
配点	平成23年11月1日以降
1.0点	過去3年以内に管理技術者又は担当主任技術者として携わった福島県が発注した業務において、業務評定が80点以上であったことがある場合
0.5点	過去3年以内に管理技術者又は担当主任技術者として携わった福島県が発注した業務において、業務評定が75点以上であったことがある場合

② 配置技術者の技術力の「資格の保有」の評価方法の見直し

技術士補またはRCCM（シビル コンサルティング マネージャ）の加点対象を、登録した者に限ることとしました。

従前（10月31日まで）	平成23年11月1日以降
RCCM（資格試験合格者で未登録の者を含む）、 技術士補（技術士第一次試験合格者で未登録の者を含む）	RCCM（登録した者に限る）、 技術士補（登録した者に限る）

2 標準型の変更点

① 評価対象とする配置技術者の変更

担当技術者を評価対象から除き、管理技術者^{※1}と照査技術者^{※2}のみを評価対象とすることとしました。

※1 土木設計又は建築設計の場合。測量又は調査においては主任技術者。

※2 土木設計の場合。測量又は調査では社内審査員。建築設計はなし。

測量、調査及び土木設計業務		
評価項目	従前(10月31日まで) (管理 ^{※1} +担当+照査 ^{※2})	平成23年11月1日以降 (管理 ^{※1} +照査 ^{※2})
資格の保有	3点(1.0点×3名)	2点(1.0点×2名)
技術力の研鑽に関する取組み	3点(1.0点×3名)	2点(1.0点×2名)
同種・類似業務実績	3点(1.0点×3名)	2点(1.0点×2名)
業務成績	なし	2点(1.0点×2名)
地域精通度	3点(1.0点×3名)	2点(1.0点×2名)
専任性(担当技術者のみ対象)	1.0点	なし
小計	13.0点	10.0点

建築設計業務		
評価項目	従前(10月31日まで) (管理+担当)	平成23年11月1日以降 (管理)
資格の保有	3点(2.0点+1.0点)	3点
技術力の研鑽に関する取組み	2点(1.0点+1.0点)	1点
同種・類似業務実績	4点(3.0点+1.0点)	3点
業務成績	なし	1点
地域精通度	3点(2.0点+1.0点)	2点
専任性(担当技術者のみ対象)	1.0点	なし
小計	13.0点	10.0点

② 業務計画の実施方針（技術提案）の評価方法の変更

業務計画の実施方針（技術提案）の配点を高くしました。

評価項目	従前（10月31日まで）	平成23年11月1日以降
① 業務実施手順	1点 (2段階、0.6点、1.0点)	1点 (2段階、0.6点、1.0点)
② 工程計画の妥当性	1点 (2段階、0.6点、1.0点)	1点 (2段階、0.6点、1.0点)
③ 地域特性等の把握状況	2点 (2段階、1.2点、2.0点)	3点(3段階、1.2点、2.0点、3.0点)
④ 業務計画の的確性	2点 (2段階、1.2点、2.0点)	3点(3段階、1.2点、2.0点、3.0点)
⑤ 業務計画の実現性	2点 (2段階、1.2点、2.0点)	3点(3段階、1.2点、2.0点、3.0点)
⑥ 技術基準、資料	1点 (2段階、0.6点、1.0点)	1点 (2段階、0.6点、1.0点)
小計	9.0点	12.0点

3 加算点合計の変更

上記の変更に伴い、簡易型の加算点合計が変わりました。（18点 → 19点）
なお、標準型の加算点合計は変更ありません。（30点）

1 総合評価方式とは

総合評価方式とは、入札参加者に技術提案を求め、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する調達方式です。

福島県の場合は、工事及び測量等委託業務の条件付一般競争入札のなかで実施しています。（測量等委託業務は試行。）

一般競争入札（WTO）において実施することもあります。

調達方式	概要
一般競争入札 (WTO※)	工事（業務）の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。
（価格競争）	最も低い価格で入札した者を落札者とする。（※低入札価格調査制度対象）
総合評価方式	入札価格に加え、企業や技術者の技術力等を評価し、技術力等と価格の両面から最も優れた者を落札者とする。（※低入札価格調査制度対象）
条件付一般競争入札	有資格業者名簿の格付け等級・評点（工事のみ）、配置技術者の要件、同種、類似工事（業務）の実績、同規模工事（業務）の実績、地域要件などの条件を付して公告し、郵便入札により入札を行い、開札後、事後審査により資格を確認。
（価格競争）	最も低い価格で入札した者を落札者とする。（※最低制限価格制度対象）
総合評価方式	入札価格に加え、企業や技術者の技術力等を評価し、技術力等と価格の両面から最も優れた者を落札者とする。（※低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式対象）

※ 政府機関等による製品の調達に内国民待遇の原則（他の締約国の製品及び供給者に与える待遇を自国の製品及び供給者に与える待遇と差別しないこと）、及び無差別待遇の原則（他の締約国の製品及び供給者であって締約国の製品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の製品及び供給者に与える待遇と区別しないこと）が適用される『政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）』の対象。工事は 23 億円以上、測量等委託業務は 2 億 3 千万円以上。

2 落札者の決定方法（総合評価の方法）

総合評価の方法は、次のとおりです。

- ① 標準点（100 点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「評価点」とする。

$$\text{評価点} = \text{標準点（100 点）} + \text{評価項目ごとの加算点}$$





② 「評価点」を当該入札者の「評価値算出価格」で除した値を「評価値」とする。（「評価値」は計算で求められた値そのものとし、四捨五入や切捨て等による有効桁数の設定をしない。）

$$\text{評価値} = (\text{評価点} \div \text{評価値算出価格}) \times 1,000,000$$

注：評価値を算出する式で（×1,000,000）は評価値を見やすくするため。



③ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、技術提案が発注提示案を満たしている入札者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする。（「評価値」が同じ者が2名以上あった場合はクジにより決定。）

なお、総合評価方式では最低制限価格を設けず、低入札価格調査制度により落札者を決定します。

入札価格が、評価基準価格*を下回る入札参加者の評価値算出価格は評価基準価格とし、入札価格が評価基準価格以上である入札参加者の評価値算出価格は入札価格とします。

入札価格 ≥ 評価基準価格の場合、評価値算出価格 = 入札価格
 入札価格 < 評価基準価格の場合、評価値算出価格 = 評価基準価格

※ 評価基準価格（非公表）は、予定価格算出の基礎となった積算を基に工事執行権者が設定。

評価値計算例

	A 社	B 社	C 社
加算点	8	5	4
評価点（標準点+加算点）	108	105	104
入札額	8,700 千円	9,000 千円	8,000 千円
評価基準価格	8,500 千円		
評価値算出価格	8,700 千円	9,000 千円	8,500 千円
評価値（評価点/評価値算出価格）	12. 4138	11. 6667	12. 2353
評価順位	1 位	3 位	2 位

注：評価値は有効桁数を設けませんが、便宜上、表示は小数点4位までとします。

3 対象業務

総合評価方式の試行対象となる業務は、条件付一般競争入札で行う業務の中から選定します。地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計の5つの発注種別の業務が対象になります。

4 総合評価方式の種類

種類は金額にかかわらず、業務の内容や難易度で区分します。各種類の対象業務は、種類に応じた評価をすることによって、成果品の品質向上を期待できる業務とします。

(1) 簡易型

ア 技術者型

業務内容が標準的で技術的な工夫の余地が小さい業務で、企業の実績及び配置技術者の実績等による評価で成果品の品質向上を期待できる業務。

イ 提案型

業務内容が標準的で技術的な工夫の余地が小さい業務で、企業の実績及び配置技術者の実績等による評価に加え、簡易な技術提案を求めることで成果品の品質向上を期待できる業務。

(2) 標準型

上記以外の技術的な工夫の余地が大きい業務で、企業の実績及び配置技術者の実績等による評価に加え、技術提案を求めることで成果品の品質向上を期待できる業務。

5 価格以外の評価項目と配点

評価項目及び配点（加算点）

評価項目	配点		
	標準型	簡易型	
		提案型	技術者型
(1) 企業の技術力（実績・経験等）	小計 1.5	小計 1.5	小計 1.5
① 同種・類似業務実績	1.5	1.5	1.5
(2) 配置予定技術者※ ¹ の技術力（実績・経験等）	小計 10.0	小計 7.0	小計 11.0
① 資格の保有	2.0 《3.0》※ ²	2.0	4.0
② 技術力の研鑽に関する取組み	2.0 《1.0》※ ²	1.0	1.0
③ 同種・類似業務実績	2.0 《3.0》※ ²	2.0	4.0
④ 業務成績	2.0 《1.0》※ ²	1.0	1.0
⑤ 地域精通度	2.0 《2.0》※ ²	1.0	1.0
(3) 企業の地域社会への貢献	小計 6.5	小計 6.5	小計 6.5
① 障がい者雇用の実績	0.5	0.5	0.5
② 次世代育成支援（子育て応援）	0.5	0.5	0.5
③ 次世代育成支援（仕事と生活の調和）	0.5	0.5	0.5
④ 同一市町村での業務実績	1.0	1.0	1.0
⑤ 入札参加者の所在地	1.0	1.0	1.0
⑥ 災害対応実績	1.0	1.0	1.0
⑦ ボランティア活動の取組み実績	1.0	1.0	1.0
⑧ 消防団への継続加入	1.0	1.0	1.0
(4) 業務計画の実施方針	小計 12.0	小計 4.0	—
① 業務実施手順	1.0	4.0	—
② 工程計画の妥当性	1.0	—	—
③ 地域特性等の把握状況	3.0	—	—
④ 業務計画の的確性	3.0	—	—
⑤ 業務計画の実現性	3.0	—	—
⑥ 技術基準、資料	1.0	—	—
加算点合計	合計 30.0	合計 19.0	合計 19.0

《 》は建築設計の場合。簡易型では他の業務と同じ配点。

※1 評価対象となる配置予定技術者は次のとおり。

	測量、調査	土木設計	建築設計
標準型	主任技術者 社内審査員	管理技術者 照査技術者	管理技術者
簡易型	主任技術者	管理技術者	管理技術者

※2 各配置予定技術者の配点の合計を表示している。

【注意事項】

- ① 「（２）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）」、「（３）企業の地域社会への貢献度」の評価項目及び配点については、業務種別により異なる設定となっていますので注意してください。
- ② 「（３）企業の地域社会への貢献度」のうち、「入札参加者の所在地」、「災害対応実績」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」については、地域要件によって評価方法が異なりますので注意してください。

なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内企業）の支店・営業所であって、福島県平成 23・24 年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。そのため、「入札参加者の所在地」、「災害対応実績」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」については、県外に本店を有する企業は評価の対象となりません。

また、土木事務所管内とは、例えば県北建設事務所管内であれば「県北建設事務所管内（保原土木事務所、二本松土木事務所管内を除く。）」、「保原土木事務所」、「二本松土木事務所」の 3 区分をいいます。（詳しくは測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項をご覧ください。）

（測量等委託業務総合評価点評価基準（12 頁）、測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項（31 頁）参照）
- ③ 標準型では「評価テーマ」を設定し、実施手順や工程計画以外に当該業務の具体的な取組み方法の提案を求めます。なお、評価テーマ数は 1～3 程度としています。

6 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式により入札を実施する場合は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定により、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ学識経験を有する者 2 名以上の意見を聴取することとしています。

7 公告

公告手続きについては、公告文をホームページ等に掲載します。入札公告、評価基準及び入札説明書に、入札するために必要な項目が記載されています。

8 入札参加の提出様式

入札参加に必要な様式については、県のホームページ*からダウンロードできます。また、発注機関の窓口に備え付けて（入札説明書に添付）おります

福島県条件付一般競争入札実施要領に関する様式

様式第2号「競争入札設計図書等に関する質問書」

福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領に関する様式

様式第1号「技術提案書」（簡易型・標準型）

様式第6号「企業の技術力（実績・経験等）」（簡易型・標準型）

様式第7号「配置予定技術者の技術力（実績・経験等）」（簡易型・標準型）

様式第8号「企業の地域社会に対する貢献度」（簡易型・標準型）

様式第9号（その1）「技術審査書（実施手順）」（標準型）

様式第9号（その2）「技術審査書（業務計画書）」（標準型）

様式第9号（その3）「技術審査書（実施手順）」（簡易型のうち提案型のみ）

※ 総合評価（測量等委託業務）のページ

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15415

9 見積期間、入札参加に係る質問・回答

見積期間については、通常の場合、条件付一般競争入札の場合は、公告した日から起算して郵便局差出期限日まで12日以上を原則としていますが、総合評価方式の場合は技術提案書等作成準備期間を考慮して、簡易型で1日程度、標準型で5日程度加えて設定します。

入札参加に関する質問は、様式第2号「競争入札設計図書等に関する質問書」により、公告に記載のあて先に提出してください。回答はできるだけ速やかに、様式第3号「競争入札設計図書等に関する回答書」により質問内容と併せてホームページの入札公告に追加します。また、閲覧場所においても閲覧できます。

なお、他の入札参加者が質問した内容とそれに対する回答に、重要な内容が含まれている場合がありますので、自らは質問を行っていない場合でも、入札書を郵送する前に必ず、設計図書の質問に対する回答の有無及びその内容について、ホームページ又は閲覧場所を確認してください。

10 技術提案書の提出

入札の際に、入札書と一緒に送付する書類は以下のとおりですが、これらの書類は入札書と異なり、中封筒に入れず、外封筒に直接入れてお送りください。

中封筒に技術提案書を入れてしまうと入札書が無効となりますので注意してください。

また、様式第1号「技術提案書」に記名押印がない場合も無効となりますので注意してください（電子入札を除く。）。

この、郵便入札の場合に“外封筒に入れて送付する書類”は、電子入札の場合は、入札書の送信（電子入札システムでの入力）の前に電子入札システムで行う入札参加申請の際に、添付ファイル^{*}として電子入札システムで送信してください。

重要

※ 電子入札システムの添付送信機能は、1 ファイルしか添付できないシステムとなっているので、圧縮ファイル等で1つのファイルにしてから添付送信してください。

郵便入札の場合に“外封筒に入れて送付する書類”

【簡易型、標準型共通】

福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領に関する様式

- ①様式第1号「技術提案書」
- ②様式第6号「企業の技術力（実績・経験等）」
- ③様式第7号「配置予定技術者の技術力（実績・経験等）」
- ④様式第8号「企業の地域社会に対する貢献度」

【簡易型のうち提案型】

福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領に関する様式

- ⑤様式第9号（その3）「技術審査書」

【標準型】

福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領に関する様式

- ⑥様式第9号（その1～2）「技術審査書」

なお、提出された技術提案書等については、次のように取り扱っております。

ア 差し替え、再提出は認めません。

イ 作成にかかる費用は、入札参加者の負担とします。

ウ 技術提案書等の返却は行わず、虚偽の記載があった場合など、一部の例外を除いて公表や他の用途には使用しません。

1.1 技術提案書の審査

技術提案書の審査に当たっては、原則として提出された各様式のみに基づいて入札参加者の評価を行います。

1.2 入札の執行（開札）

開札では「測量等委託業務総合評価方式入札結果」（様式第4号）に各入札者の入札額、評価値算出価格を記入し、評価値及び順位を決定します。

さらに、評価値の高い順に2番目までの者を落札候補者として、その場で発表します。

その後、当該業務が測量等委託業務低入札価格調査事務処理要領に基づき、次の手続を行います。

① 落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回っていないか確認をする。

低入札価格調査基準価格を上回っている場合は、ここで終了

→ 通常の入札参加資格等の確認へ

低入札価格調査基準価格を下回っている場合

② 落札候補者に対する通知を行う際に、入札参加資格確認に必要な資料（必要な場合）及び総合評価に関連する確認書類の提出と併せて、低入札価格調査の調査様式（測量等委託業務低入札価格調査事務処理要領委託業務低入札調査様式第1号～9号）及びその他必要と認める書類の提出を求める。

③ 提出された低入札調査様式等により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを確認する。

→ 「14 低入札価格調査」

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とし順次落札候補者を決定する。

なお、低入札調査への対応ができない、または低入札価格調査の対象となった場合の契約の条件（「15 低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件」参照。）に対応できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができます。（落札者決定前の辞退は、入札参加資格制限の対象とはなりません。）

当該落札候補者が辞退した場合は、順次落札候補者を決定します。

1.3 落札候補者への連絡（第1順位の落札候補者のみ）、書類の提出

開札後は、第1順位の落札候補者が開札に立ち会っていないときは、開札後速やかに電話、FAX、電子メール等により、第1位の落札候補者となった旨を連絡します。

その際、併せて、「条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書」（福島県条件付一般競争入札実施要領様式第5号）と入札参加資格確認に必要な資料（必要な場合）、及び技術提案内容を確認する資料（測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項に記載されている確認のための提出書類）の提出を求めます。

なお、提出期限は、提出を求めた日から起算して3日以内（休日を除く。）とします。

また、低入札価格調査に該当する場合は、併せて低入札調査様式等の提出も求めますが、その際に低入札調査様式等の提出期限を指定しますので、その期限までに提出してください。（提出を求めた日から起算して7日以内（休日を含める。）を標準としています。）

1.4 低入札価格調査

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回った場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認します。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とします。

低入札調査様式（測量等委託業務低入札価格調査事務処理要領に関する様式（委託業務低入札調査様式第1～9号））については、県のホームページ*からダウンロードできます。

※ 工事等入札関係様式のページ

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIR&ECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=14556

1.5 低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り落札者となった場合には、以下の内容を契約の条件とします。（業務委託料が300万円に達しないときであっても、入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り落札者となった場合は、以下の内容を契約の条件としますので、契約保証金の免除はしません。なお、増額の変更契約の場合にあっても同様の取扱いとなります。）

ただし、落札候補者は、当該契約条件では履行できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができます。（この場合、入札参加資格制限の対象とはなりません。）

ア 当該業務における契約保証金は、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書の規定にかかわらず、業務委託料の100分の15以上とする。

イ 当該業務における前払金については、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書の規定にかかわらず、業務委託料の100分の15以内の額とする。

ウ 当該業務における管理技術者又は主任技術者については、専任の者とする。

なお、「専任」とは当該業務の全期間にわたって他の業務に従事せず、

当該業務にのみ従事することであり、他の業務の主任技術者、管理技術者、担当技術者、照査技術者、社内審査員のいずれも兼ねることはできませんので、ご注意願います。

1.6 落札者の決定

「1.3 落札候補者への連絡（第1順位の落札候補者のみ）、書類の提出」（8頁）の提出資料の確認後に落札者を決定し、落札者に直接通知します。なお、第2順位以下の入札参加者には、入札結果の公表をもって連絡に代えます。

1.7 契約の締結、技術提案の評価結果・落札結果の公表

落札者に対し落札者決定の通知（連絡）を行った後、当該落札者と契約を締結します。

契約締結後1週間以内に、技術提案の評価結果も含め、入札及び契約の過程に関する事項を公表します。

具体的には、以下の書類を発注機関のホームページ掲載及び閲覧に供するとともに、管内の地方振興局県政情報コーナー（県北地方の場合は県庁西庁舎県政情報センター）でも閲覧に供します。

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領様式第4号）
- イ 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書
- ウ 入札公告の写し
- エ 測量等委託業務総合評価方式評価結果（様式第2号）
- オ 測量等委託業務総合評価方式入札結果（様式第4号）

1.8 業務の実施

（1）技術提案書に基づく履行

業務の実施に当たっては、提出した技術提案に基づき業務計画書を作成し、履行してください。

技術提案に基づく履行ができなかった場合で、再度の履行が困難あるいは合理的でない場合は、委託業務等成績評定の減点等の措置を行うこととなります。

また、技術提案に基づく履行ができなかった原因が、技術提案書等提出書類の虚偽記載に基づくものと認めるときは、入札参加資格制限等の措置の対象となる場合があります。

（2）低入札価格調査で当該落札候補者が説明した内容の履行

低入札価格調査を実施して契約した業務の場合は、業務実施中のほか、

必要に応じ、業務の完了後にも低入札価格調査で当該落札候補者が説明した内容の履行状況の調査を行います。

低入札価格調査で当該落札候補者が説明した内容の履行がなされない場合は、その者に対して指導を行います。

その指導に対して適切な対応がなされない場合は委託業務等成績評定の減点等の措置を行うこととなり、また、入札参加資格制限等の措置の対象となることがあります。

19 理由の請求・回答

落札者となれなかった者等は、入札執行機関に対して理由の説明を書面により求めることができます。この場合、理由を求められた入札執行機関は、その理由を書面により質問者に回答します。

さらにその回答に対し不服がある場合には、その回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に再苦情の申立をすることができます。

再苦情については、入札制度等監視委員会で審議されます。

再苦情の申立の手続は、福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領の規定により行います。

別紙 1
(別記 2)

測量等委託業務総合評価点評価基準

委託業務番号	
委託業務名	
路線・河川・地区名	
委託業務箇所	
委託業務概要	別記 1 ※簡易型技術者型に限り、「設計図書のとおり」と記載し、別記 1 の添付を省略することが出来る。
総合評価の種類	〇〇型〇〇〇型

価格以外の評価項目及び評価基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は標準型で 30 点、簡易型で 19 点とする。

評価基準における基準日は開札予定日とする。

《 特記事項 》

本業務で固有に定める評価基準の具体的内容は次のとおり。

評価基準	左記の具体的内容	
同種・類似業務	同種業務：〇〇〇業務 類似業務：□□業務、△△△業務	
資格の保有（部門、種別）	○：対象	
	上位点	○ 技術士：総合技術監理部門（科目：◇◇－◆◆）又は◇◇部門（科目：◆◆）
		資格保有期間 18 年以上の測量士
	下位点	○ 技術士：総合技術監理部門の上記（◆◆）以外の◇◇科目又は◇◇部門の上記（◆◆）以外の科目
		○ 技術士補：◇◇部門（登録した者に限る。）
		○ R C C M：〇〇部門（登録した者に限る。）
		資格保有期間 8 年以上 18 年未満の測量士
農業土木技術管理士 地質調査技士		
地域要件	〇〇〇〇	
配置予定技術者の地域精通度の評価対象	〇〇〇管内	
入札参加者の所在地等の評価対象	〇〇〇〇	
同一市町村での業務実績	同一市町村：〇〇町（2 市町村以上に跨る場合は 2 市町村以上記載してもよい）	
指定枚数等	標準型の場合：様式 9 号はその 1、その 2 で各 1 枚（片面）以内（資料添付不可） 簡易型提案型の場合：様式 9 号はその 3 で 1 枚（片面）以内（資料添付不可）	

※「消防団への継続加入」（様式第8号）の記載における留意点
 地域要件が喜多方建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村、南会津町又はいわき市である場合は、所属する分団名まで記載すること。

①企業の技術力に対する評価【標準型、簡易型共通】

評価項目	評価基準	配点	得点
同種・類似業務の実績 (業務遂行能力)	・ 過去10年以内※に同種業務実績が5件※確認できる場合に評価する。	1.5点	
	・ 過去10年以内※に同種業務実績が1～4件※又は類似業務実績が5件※確認できる場合に評価する。	1.0点	
	【評価基準について】 1 ※部分の設定を変える必要がある場合には、理由について学識経験者に説明し、了承を得ること。 [期間設定を変える場合の例] 平成〇年の技術基準改正に対応した同種類業務を評価するため、期間を短縮する必要がある。 設定を変える場合、公告の際に入札説明書に条件を記載すること。 2 同種・類似業務の分類については、発注者が判断する。 3 建築設計業務については、民間発注業務も評価の対象とする。 上記に該当無し	0.0点	
小計			／1.5

②-1 配置予定技術者の技術力に対する評価【標準型】

a. 管理技術者又は主任技術者

i) 管理技術者（土木設計業務）又は主任技術者（測量、調査業務）

評価項目	評価基準	配点	得点
資格の保有	・ 上位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合に評価する。	1.0点	
	・ 下位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合に評価する。	0.6点	
	【評価基準について】 ○ 土木設計業務と測量業務あるいは調査業務と一連の業務の場合、主たる業務の技術者を評価対象とする。 (例：設計業務が主である場合、設計業務における管理技術者を評価対象とする。)		
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
技術力の研鑽に関する取組み	・ 配置予定技術者がCPD制度に継続参加中である場合に評価する。	1.0点	
	上記に該当無し	0.0点	
同種・類似業務の実務実績	・ 過去5年以内に同種業務実績がある場合に評価する。	1.0点	
	・ 過去5年以内に類似業務実績がある場合に評価する。	0.5点	
	【評価基準について】 ○ 同種・類似業務の分類については、発注者が判断する。		
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
業務成績	・ 過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定（技術者に対する評定点。以下同じ。）が80点以上であったことがある場合に評価する。	1.0点	
	・ 過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が75点以上であったことがある場合に評価する。	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	
地域精通度	・ 過去10年以内に当該業務箇所と同一の管内における業務実績がある場合に評価する。	1.0点	
	・ 過去10年以内に県内における業務実績がある場合に評価する。	0.5点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	【評価基準について】 1 管内は建設事務所単位とする。 複数管内に関係する業務については関係する管内実績も評価の対象とする。 2 県全体に亘る業務の場合、県内業務経験があれば評価（1.0点）の対象とする。		
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
小計			／5.0

ii) 管理技術者（建築設計業務）

評価項目	評価基準	配点	得点
資格の保有	・ 一級建築士の資格保有期間が18年以上である場合に評価する。	3.0点	
	・ 一級建築士の資格保有期間が13年以上18年未満である場合に評価する。	2.3点	
	・ 一級建築士の資格保有期間が8年以上13年未満である場合に評価する。		
	・ 二級建築士の資格保有期間が13年以上である場合に評価する。	1.5点	
	・ 二級建築士の資格保有期間が8年以上13年未満である場合に評価する。	0.8点	
	上記に該当無し	0.0点	／3.0
技術力の研鑽に関する取組み	・ 配置予定技術者がCPD制度に継続参加中である場合に評価する。	1.0点	
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
同種・類似業務の実務実績	・ 過去5年以内に同種業務実績が3件確認できる場合に評価する。	3.0点	
	・ 過去5年以内に同種業務実績が1～2件又は類似業務実績が3件確認できる場合に評価する。	1.5点	
	【評価基準について】 1 同種・類似業務の分類については、発注者が判断する。 2 民間発注業務の実績も評価対象とする。		
	上記に該当無し	0.0点	／3.0
業務成績	・ 過去3年以内に管理技術者又は担当主任技術者として携わった福島県が発注した業務において、業務評定が80点以上であったことがある場合に評価する。	1.0点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年以内に管理技術者又は担当主任技術者として携わった福島県が発注した業務において、業務評定が7.5点以上であったことがある場合に評価する。 	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	/1.0
地域精通度	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年以内に当該業務箇所と同一の管内における業務実績がある場合に評価する。 	2.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年以内に県内における業務実績がある場合に評価する。 	1.0点	
	【評価基準について】 1 管内は建設事務所単位とする。 複数管内に関係する業務については関係する管内実績も評価の対象とする。 2 県全体に亘る業務の場合、県内業務経験があれば評価（2.0点）の対象とする。 3 民間発注業務の実績も評価の対象とする。		
	上記に該当無し	0.0点	/2.0
小計			/10.0

b. 照査技術者（土木設計業務）又は社内審査員（測量、調査業務）

評価項目	評価基準	配点	得点
資格の保有	<ul style="list-style-type: none"> 上位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合に評価する。 	1.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 下位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合に評価する。 	0.6点	
	【評価基準について】 ○ 土木設計業務と測量業務あるいは調査業務と一連の業務の場合、主たる業務の技術者を評価対象とする。 （例：設計業務が主である場合、設計業務における照査技術者を評価対象とする。）		
	上記に該当無し	0.0点	/1.0
技術力の研鑽に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者がCPD制度に継続参加中である場合に評価する。 	1.0点	
	上記に該当無し	0.0点	/1.0

評価項目	評価基準	配点	得点	
同種・類似業務の実務実績	・ 過去5年以内に同種業務実績がある場合に評価する。	1.0点		
	・ 過去5年以内に類似業務実績がある場合に評価する。	0.5点		
	【評価基準について】 ○ 同種・類似業務の分類については、発注者が判断する。			
	上記に該当無し	0.0点		／1.0
業務成績	・ 過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が80点以上であったことがある場合に評価する。	1.0点		
	・ 過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が75点以上であったことがある場合に評価する。	0.5点		
	上記に該当無し	0.0点		／1.0
	上記に該当無し	0.0点		／1.0
地域精通度	・ 過去10年以内に当該業務箇所と同一の管内における業務実績がある場合に評価する。	1.0点		
	・ 過去10年以内に県内における業務実績がある場合に評価する。	0.5点		
	【評価基準について】 1 管内は建設事務所単位とする。 複数管内に関係する業務については関係する管内実績も評価の対象とする。 2 県全体に亘る業務の場合、県内業務経験があれば評価（1.0点）の対象とする。			
	上記に該当無し	0.0点		／1.0
小計			／5.0	

②-2 配置予定技術者の技術力に対する評価【簡易型提案型】

i) 管理技術者（土木設計業務）又は主任技術者（測量、調査業務）

評価項目	評価基準	配点	得点
資格の保有	・ 上位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合に評価する。	2.0点	
	・ 下位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合に評価する。	1.2点	
	【評価基準について】 ○ 土木設計業務と測量業務あるいは調査業務と一連の業務の場合、主たる業務の技術者を評価対象とする。 (例：設計業務が主である場合、設計業務における管理技術者を評価対象とする。)		
	上記に該当無し	0.0点	
技術力の研鑽に関する取組み	・ 配置予定技術者がCPD制度に継続参加中である場合に評価する。	1.0点	
	上記に該当無し	0.0点	
同種・類似業務の実務実績	・ 過去5年以内に同種業務実績がある場合に評価する。	2.0点	
	・ 過去5年以内に類似業務実績がある場合に評価する。	1.0点	
	【評価基準について】 ○ 同種・類似業務の分類については、発注者が判断する。		
	上記に該当無し	0.0点	
業務成績	・ 過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が80点以上であったことがある場合に評価する。	1.0点	
	・ 過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が75点以上であったことがある場合に評価する。	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	
地域精通度	・ 過去10年以内に当該業務箇所と同一の管内における業務実績がある場合に評価する。	1.0点	
	・ 過去10年以内に県内における業務実績がある場合に評価する。	0.5点	
	【評価基準について】 1 管内は建設事務所単位とする。		

評価項目	評価基準	配点	得点
	複数管内に関係する業務については関係する管内実績も評価の対象とする。 2 県全体に亘る業務の場合、県内業務経験があれば評価（1.0点）の対象とする。		
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
小計			／7.0

ii) 管理技術者（建築設計業務）

評価項目	評価基準	配点	得点
資格の保有	・ 一級建築士の資格保有期間が18年以上である場合に評価する。	2.0点	
	・ 一級建築士の資格保有期間が13年以上18年未満である場合に評価する。	1.5点	
	・ 一級建築士の資格保有期間が8年以上13年未満である場合に評価する。 ・ 二級建築士の資格保有期間が13年以上である場合に評価する。	1.0点	
	・ 二級建築士の資格保有期間が8年以上13年未満である場合に評価する。	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	／2.0
技術力の研鑽に関する取組み	・ 配置予定技術者がCPD制度に継続参加中である場合に評価する。	1.0点	
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
同種・類似業務の実務実績	・ 過去5年以内に同種業務実績が3件確認できる場合に評価する。	2.0点	
	・ 過去5年以内に同種業務実績が1～2件又は類似業務実績が3件確認できる場合に評価する。	1.0点	
	【評価基準について】 1 同種・類似業務の分類については、発注者が判断する。 2 民間発注業務の実績も評価対象とする。		
	上記に該当無し	0.0点	／2.0
業務成績	・ 過去3年以内に管理技術者又は担当主任技術者として携わった福島県が発注した業務において、業務評定が80点以上であったことがある場合に評価する。	1.0点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年以内に管理技術者又は担当主任技術者として携わった福島県が発注した業務において、業務評価が7.5点以上であったことがある場合に評価する。 	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	/1.0
地域精通度	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年以内に当該業務箇所と同一の管内における業務実績がある場合に評価する。 	1.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年以内に県内における業務実績がある場合に評価する。 	0.5点	
	<p>【評価基準について】</p> <p>1 管内は建設事務所単位とする。 複数管内に関係する業務については関係する管内実績も評価の対象とする。</p> <p>2 県全体に亘る業務の場合、県内業務経験があれば評価（1.0点）の対象とする。</p> <p>3 民間発注業務の実績も評価の対象とする。</p>		
	上記に該当無し	0.0点	/1.0
小計			/7.0

②-3 配置予定技術者の技術力に対する評価【簡易型技術者型】

i) 管理技術者（土木設計業務）又は主任技術者（測量、調査業務）

評価項目	評価基準	配点	得点
資格の保有	・ 上位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合に評価する。	4.0点	
	・ 下位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合に評価する。	2.4点	
	【評価基準について】 ○ 土木設計業務と測量業務あるいは調査業務と一連の業務の場合、主たる業務の技術者を評価対象とする。 (例：設計業務が主である場合、設計業務における管理技術者を評価対象とする。)		
	上記に該当無し	0.0点	
技術力の研鑽に関する取組み	・ 配置予定技術者がCPD制度に継続参加中である場合に評価する。	1.0点	
	上記に該当無し	0.0点	
同種・類似業務の実務実績	・ 過去5年以内に同種業務実績がある場合に評価する。	4.0点	
	・ 過去5年以内に類似業務実績がある場合に評価する。	2.0点	
	【評価基準について】 ○ 同種・類似業務の分類については、発注者が判断する。		
	上記に該当無し	0.0点	
業務成績	・ 過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が80点以上であったことがある場合に評価する。	1.0点	
	・ 過去3年以内に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が75点以上であったことがある場合に評価する。	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	
地域精通度	・ 過去10年以内に当該業務箇所と同一の管内における業務実績がある場合に評価する。	1.0点	
	・ 過去10年以内に県内における業務実績がある場合に評価する。	0.5点	
	【評価基準について】 1 管内は建設事務所単位とする。		

評価項目	評価基準	配点	得点
	<p>複数管内に関係する業務については関係する管内実績も評価の対象とする。</p> <p>2 県全体に亘る業務の場合、県内業務経験があれば評価（1.0点）の対象とする。</p>		
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
小計			／11.0

ii) 管理技術者（建築設計業務）

評価項目	評価基準	配点	得点
資格の保有	・ 一級建築士の資格保有期間が18年以上である場合に評価する。	4.0点	
	・ 一級建築士の資格保有期間が13年以上18年未満である場合に評価する。	3.0点	
	・ 一級建築士の資格保有期間が8年以上13年未満である場合に評価する。	2.0点	
	・ 二級建築士の資格保有期間が13年以上である場合に評価する。		
	・ 二級建築士の資格保有期間が8年以上13年未満である場合に評価する。	1.0点	
上記に該当無し	0.0点	／4.0	
技術力の研鑽に関する取組み	・ 配置予定技術者がCPD制度に継続参加中である場合に評価する。	1.0点	
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
同種・類似業務の実務実績	・ 過去5年以内に同種業務実績が3件確認できる場合に評価する。	4.0点	
	・ 過去5年以内に同種業務実績が1～2件又は類似業務実績が3件確認できる場合に評価する。	2.0点	
	【評価基準について】		
	<p>1 同種・類似業務の分類については、発注者が判断する。</p> <p>2 民間発注業務の実績も評価対象とする。</p>		
上記に該当無し	0.0点	／4.0	
業務成績	・ 過去3年以内に管理技術者又は担当主任技術者として携わった福島県が発注した業務において、業務評定が80点以上であったことがある場合に評価する。	1.0点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年以内に管理技術者又は担当主任技術者として携わった福島県が発注した業務において、業務評価が7.5点以上であったことがある場合に評価する。 	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	/1.0
地域精通度	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年以内に当該業務箇所と同一の管内における業務実績がある場合に評価する。 	1.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年以内に県内における業務実績がある場合に評価する。 	0.5点	
	<p>【評価基準について】</p> <p>1 管内は建設事務所単位とする。 複数管内に関係する業務については関係する管内実績も評価の対象とする。</p> <p>2 県全体に亘る業務の場合、県内業務経験があれば評価（1.0点）の対象とする。</p> <p>3 民間発注業務の実績も評価の対象とする。</p>		
	上記に該当無し	0.0点	/1.0
小計			/11.0

③企業の地域社会に対する貢献度に対する評価【標準型、簡易型共通】

a. 評価項目と配点

評価項目	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 法定義務のある企業にあつては、法定雇用人数以上の障がい者雇用がある場合、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用がある場合に評価する。 	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	/0.5
次世代育成支援（子育て応援）	<ul style="list-style-type: none"> 福島県次世代育成支援企業認証制度「子育て応援」の認証を取得している場合に評価する。 	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	/0.5
次世代育成支援（仕事と生活の調和）	<ul style="list-style-type: none"> 福島県次世代育成支援企業認証制度「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に評価する。 	0.5点	
	上記に該当無し	0.0点	/0.5
同一市町村での業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年以内に当該業務と同一の市町村において、公共工事に関する委託業務実績がある場合に評価する。 	1.0点	
	上記に該当無し	0.0点	/1.0
入札参加者の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 地域要件が管内である場合、当該業務に関する土木事務所の管内に本店又は支店・営業所がある場合に評価する。 地域要件が県内又は隣接する複数管内である場合、当該業務に関する建設事務所の管内に本店又は支店・営業所がある場合に評価する。 地域要件を付さない場合、県内に本店がある場合に評価する。 	1.0点	
	上記に該当無し	0.0点	/1.0
災害対応実績	<ul style="list-style-type: none"> 《測量、調査、土木設計業務》 過去10年以内において、災害復旧工事（災害査定を申請する箇所）に関わる委託業務の履行実績がある場合又は災害時の応援協定を県と締結している場合に評価する。 	1.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 《建築設計業務》 建築物の応急危険度判定士の資格保有者を2名以上継続して雇用している場合に評価する。 	1.0点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 《建築設計業務》 建築物の応急危険度判定士の資格保有者を1名継続して雇用している場合に評価する。 	0.5点	
	<p>【評価基準について】</p> <p>《共通》</p> <p>1 評価対象となる地域要件、入札参加者の所在地、活動地域の関係は「b. 地域要件毎の評価対象 ii) 災害対応実績」のとおり。</p> <p>《測量、調査、土木設計業務》</p> <p>1 災害査定に係わる業務実績であれば種別は問わない。</p> <p>2 国、市町村等の委託業務の履行実績も評価対象とする。</p> <p>《建築設計業務》</p> <p>1 建築物の応急危険度判定士の資格保有者となってから1年以上の継続雇用の場合に評価する。</p>		
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
ボランティア活動への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年における継続的なボランティア活動の取組みを評価する。 	1.0点	
	<p>【評価基準について】</p> <p>○ 評価対象となる地域要件、入札参加者の所在地、活動地域の関係は「b. 地域要件毎の評価対象 iii) ボランティア活動への取組み」のとおり。</p>		
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
消防団への継続加入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年以上消防団に継続加入している社員を1名以上継続して雇用している場合に評価する。 	1.0点	
	<p>【評価基準について】</p> <p>○ 評価対象となる地域要件、入札参加者の所在地、活動地域の関係は「b. 地域要件毎の評価対象 iv) 消防団活動への取組み」のとおり。</p>		
	上記に該当無し	0.0点	／1.0
小計			／6.5

b. 地域要件毎の評価対象

(㊤支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて、福島県平成 23・24 年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「災害対応実績」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。)

i) 入札参加者の所在地

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）
管内	土木事務所管内
隣接する複数管内	建設事務所管内
県内	
なし	県内

ii) 災害対応実績

(災害復旧工事に係わる委託業務の履行実績)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 業務箇所	評価対象となる 期間と実績件数
管内	土木事務所管内	建設事務所管内	過去 10 年以内に 1 件以上
隣接する複数管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

(災害時の応援協定締結)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 応援協定の範囲
管内	土木事務所管内	
隣接する複数管内	建設事務所管内	
県内		
なし	県内	

(応急危険度判定士の資格保有者の雇用状況)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 期間	雇用人数に対する配点	
			1 名	2 名以上
管内	土木事務所管内	資格保有者となつてから 1 年以上の継続雇用	0 . 5 点	1 . 0 点
隣接する複数管内	建設事務所管内			
県内				
なし	県内			

iii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となるボランティア 活動を行った場所	評価対象となる 期間と実績件数
管内	土木事務所管内		過去3年間以上 継続して1件以上
隣接する複数管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

iv) 消防団への継続加入

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内	土木事務所管内		過去1年以上継続雇用 している社員が過去1 年以上継続して消防団 員である
隣接する複数管内	建設事務所管内		
県内			
なし	県内		

④－1 業務計画の実施方針に対する評価【標準型】

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実施手順	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施フローが細部にわたりよく検討され、各段階における業務内容及び業務量が十分に確認できる場合に評価する。 	1.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 上記の評価対象に比べてやや内容に不足はあるが、実施工程に問題がないと判断される場合に評価する。 	0.6点	
	【評価基準について】 ○ 各提案を比較し、相対的に加点対象を選定してもよい。		
	上記以外	0.0点	/1.0
工程計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 各段階における業務量に応じて、適切な工程計画であると判断できる場合に評価する。 	1.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 各工程における業務量の把握が不十分であるが、実施工程上問題がないと判断される場合に評価する。 	0.6点	
	【評価基準について】 ○ 各提案を比較し、相対的に加点対象を選定してもよい。		
	上記以外	0.0点	/1.0
地域特性等の把握状況	<ul style="list-style-type: none"> 課題となる（課題に関連する）地形、環境、地域特性等の与条件の理解度が高く、課題の解決方法も十分に確認できる場合に評価する。 	3.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 地形、環境、地域特性等の与条件を理解しており、課題の解決方法について確認できる場合に評価する。 	2.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 課題の解決方法がやや不十分であるが、地形、環境、地域特性等の与条件を理解している場合に評価する。 	1.2点	
	【評価基準について】 1 発注者は「業務概要書」（別記1）に当該業務の課題・特徴について、十分に入札参加者に提示すること。 2 各提案を比較し、相対的に加点対象を選定してもよい。		
上記以外	0.0点	/3.0	
的確性	<ul style="list-style-type: none"> 業務に必要な着眼点、問題点が網羅されており、解決方法が十分にまとまっている場合に評価する。 	3.0点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	<ul style="list-style-type: none"> 業務に必要な着眼点、問題点がほぼ網羅されており、解決方法がまとまっている場合に評価する。 	2.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 業務に必要な着眼点、問題点についての記載があり、解決方法がある程度まとまっており、業務上支障がない場合に評価する。 	1.2点	
	【評価基準について】 ○ 各提案を比較し、相対的に加点対象を選定してもよい。		
	上記以外	0.0点	
実現性	<ul style="list-style-type: none"> 企業若しくは配置技術者の同種業務実績において、提案内容を裏付ける内容があることに加え、論理的に裏付けられている場合に評価する。 	3.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 企業若しくは配置技術者の同種業務実績において提案内容を裏付ける内容がある場合、又は、企業若しくは配置技術者の類似業務実績において、提案内容を裏付ける内容があることに加え、論理的に裏付けられている場合に評価する。 	2.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 企業若しくは配置技術者の類似業務実績において、提案内容を裏付ける内容がある場合に評価する。 	1.2点	
	【評価基準について】 ○ 各提案を比較し、相対的に加点対象を選定してもよい。		
上記以外	0.0点	／3.0	
技術基準、資料	<ul style="list-style-type: none"> 利用する技術基準、資料が十分かつ適切な場合に評価する。 	1.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 利用する技術基準に問題がない場合に評価する。 	0.6点	
	【評価基準について】 ○ 各提案を比較し、相対的に加点対象を選定してもよい。		
	上記以外	0.0点	
小計			／12.0
合計			／30.0

④－２ 業務計画の実施方針に対する評価【簡易型提案型】

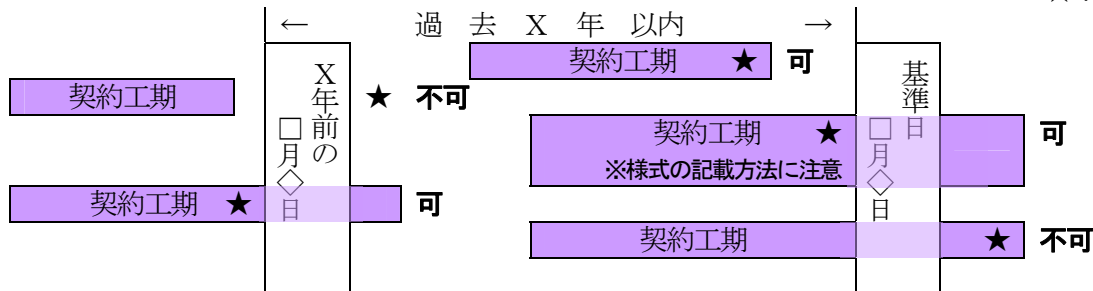
評価項目	評価基準	配点	得点
業務実施手順	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施フローが細部にわたりよく検討され、各段階における業務内容及び業務量が十分に確認できる場合に評価する。 	4.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 当該評価対象のなかで優秀なものを4.0点、やや劣るものを3.0点とする。 	3.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 上記の評価対象に比べてやや内容に不足はあるが、実施工程に問題がないと判断される場合に評価する。 	2.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> 当該評価対象のなかで優秀なものを2.0点、やや劣るものを1.0点とする。 	1.0点	
	<p>【評価基準について】</p> <p>○ 各提案を比較し、相対的に加点対象を選定してもよい。</p>		
	上記以外	0.0点	／4.0
小計			／4.0
合計			／19.0

測量等委託業務総合評価方式 様式関係記載留意事項

§ 1 共通

- 1 記載事項の基準日は開札予定日とします。
- 2 記載に当たっては、評価項目の内容、評価基準、記載留意事項等を十分確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。
- 3 記載に当たって不明な点等がある場合には、入札公告に記載の問い合わせ先に問い合わせ願います。
- 4 基準の中で表現されている「履行実績」等については、履行が完了した期日等をもって判定します。履行が完了した期日とは、契約工期としますが、契約工期が基準日以降でかつ竣功検査日（合格したものに限る）が基準日以前の場合は、竣功検査日とします。

★：竣功検査日



「※様式の記載方法に注意」と記載した事例に該当する場合、様式の「工期」欄に記載する工期の終期は、竣功検査年月日を記載してください。

- 5 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合、様式第1号に記名押印がない場合は入札を無効としますので注意してください。
- 6 提出様式の記載文字の大きさに関する指示や枚数の指定が守られていない場合、当該様式全体または当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 7 提出様式中記載がない項目については当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 8 複数の業務種別からなる業務（例：測量設計業務など）については、主たる業務種別（入札公告の発注種別の欄に最初に記載してある種別。例：地上測量、土木設計と記載してある場合は地上測量。）で評価します。
- 9 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。
- 10 土木事務所管内とは次の19区分をいいます。

県北建設事務所（保原土木事務所、二本松土木事務所管内を除く。）
保原土木事務所
二本松土木事務所
県中建設事務所（三春土木事務所、須賀川土木事務所、石川土木事務所管内を除く。）
三春土木事務所
須賀川土木事務所
石川土木事務所
県南建設事務所（棚倉土木事務所管内を除く。）
棚倉土木事務所
会津若松建設事務所（宮下土木事務所管内を除く。）
宮下土木事務所
喜多方建設事務所（猪苗代土木事務所管内を除く。）
猪苗代土木事務所
南会津建設事務所（山口土木事務所管内を除く。）
山口土木事務所
相双建設事務所（富岡土木事務所管内を除く。）
富岡土木事務所
いわき建設事務所（勿来土木事務所管内を除く。）
勿来土木事務所

- 11 確認のための提出書類は、落札候補者となり入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。（落札候補者にならなかった場合、確認書類の提出の必要はありません。）

§ 2 様式第1号関係（技術提案書）（簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項									
住所 商号又は名称 など	<p>1 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合、様式第1号に記名押印がない場合は入札を無効としますので注意してください。</p> <p>2 評価項目の一つである「入札参加者の所在地」は、様式第1号に記載された「住所」で評価します。</p> <p>3 「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」「電話番号」は入札参加者（入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者）について記載し、押印してください。</p> <p>4 「入札参加者の所在地」は地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th style="width: 30%;">地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> <td rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>県内</td> </tr> </tbody> </table>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	管内	土木事務所管内	隣接する複数管内	建設事務所管内	県内	なし	県内
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）									
管内	土木事務所管内									
隣接する複数管内	建設事務所管内									
県内										
なし	県内									

§ 3 様式第6号関係（企業の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
同種・類似業務の実績 （企業の実績）	<p>1 用紙はA4サイズ1枚（片面）とします。このことが守られない場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p> <p>2 過去10年以内における当該業務の同種・類似業務の履行実績（§1 共通 4参照）を評価します。なお、該当する履行実績がない場合は記載不要です。 業務内容によっては、評価対象期間や評価対象件数が変わる場合がありますので、入札説明書別紙1「測量等委託業務総合評価点評価基準」をよく確認してください。</p> <p>3 測量、調査、土木設計業務の実績については、公共工事に関する業務の履行実績を評価対象とします。 なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>4 建築設計業務の実績については、上記に加え、民間発注業務の履行実績も評価対象とします。</p> <p>5 複数の業務からなる業務（例：橋梁詳細設計と道路詳細設計を一つの業務で実施した場合など）の履行実績については、主たる業務が同種・類似業務に該当すれば評価対象となります。（主たる業務でない場合は、評価対象となりません。）</p> <p>6 履行実績は、発注者から直接受託した業務に限ります。（再委託業務は評価対象としません。）</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
同種・類似業務の実績 (企業の実績)	<p>7 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所(この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。)の実績も評価対象とします。</p> <p>8 測量、調査、土木設計業務でテクリス登録がなされている業務については、「業務名」欄の()に登録番号を記載してください。(建築設計業務でPUBDIS登録がなされている業務については、PUBDIS登録番号を記載してください。)</p> <p>9 入札説明書別紙1「測量等委託業務総合評価点評価基準」で設定されている同種・類似業務の要件を満足していることがわかる内容を「業務の概要」欄に記載してください。定量的要件(例:路線測量L=〇〇km以上など)が設定されている場合は、これを満足していることがわかるよう定量的内容(例:路線測量L=△△kmなど)も記載してください。</p> <p>10 標準型の場合、様式第9号(その2)「4 同種・類似業務に関する企業実績の内、当該業務の評価テーマに類似した実績」に該当する業務は必ず記入してください。</p> <p>11 「業務の概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</p> <p>12 加点対象となる件数以上は記載しないでください。</p> <p>13 同種業務の履行実績を類似業務より優先して評価します。</p> <p>14 同種・類似業務の何れに分類されるかは各発注機関が審査します。</p> <p>15 実績報告があっても、審査の結果によっては同種・類似業務どちらにも該当しない場合があります。</p> <p>16 確認のための提出書類は、契約書等とします。ただし、特に必要とされる場合は、切抜設計書、図面等も提出してください。</p>

§ 4 様式第7号関係(配置予定技術者の技術力(実績・経験等))(簡易型・標準型)

項 目	記 載 留 意 事 項
共 通	<p>1 用紙はA4サイズ1枚(片面)とします。このことが守られない場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p> <p>2 業務種別及び技術者種別により様式が分かれていますので注意してください。誤った様式を提出した場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p> <p>3 簡易型においては、管理技術者又は主任技術者のみが評価対象です。(様式第7号-1-1【土木設計、測量、調査業務】又は様式第7号-1-2【建築設計業務】)</p>
配置予定技術者	<p>1 当該業務に配置を予定している技術者を記載して下さい。</p> <p>2 建築設計業務以外の場合、技術士、技術士補又はRCCM(いずれも登録者のみ)に加え、業務内容によって、測量士(資格保有期間の条件あり)、農業土木技術管理士又は地質調査技士が評価対象資格となる場合がありますので、入札説明書別紙1「測量等委託業務総合評価点評価基準」をよく確認してください。</p> <p>3 建築設計業務の場合、管理技術者については一級建築士(資格保有期間の条件あり)又は二級建築士(資格保有期間の条件あり)を評価します。</p> <p>4 確認のための提出書類は、資格証の写しとします。技術士の科目の確認が必要とされる場合は、技術士登録等証明書の写しも提出してください。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
技術研鑽に関する取組み	<p>1 CPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合に評価対象となります。1年以上の継続とは、CPD制度への加入（登録）又はポイントの初回取得が1年以上前であり、かつ直近のポイント取得が過去1年未満の間である場合とします。</p> <p>2 ポイント取得日は、ポイント取得の対象となっている学習（講習会の受講等）を行った日とします。</p> <div style="text-align: center;"> <p>1年以上前 → ← 1年未満の間 →</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>CPD制度への加入（登録） 又はポイントの初回取得</p> <p>●</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>□ 1 月 ◇ 年 日 前 の</p> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>直近のポイント取得</p> <p>●</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>□ 基 月 準 ◇ 日 日</p> </div> </div> </div> </div> <p>3 確認のための提出書類は、登録証、証明書、受講証（ポイント取得の対象となっている講習会等であることが確認できるものを添付）等その他客観的にCPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得していることがわかるもの（写し可）とします。</p>
同種・類似業務の実績 (配置予定技術者の実績)	<p>1 現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、過去5年以内における当該業務の同種・類似業務の履行実績（§ 1 共通 4 参照）があった場合に評価対象となります。なお該当する履行実績がない場合は記載不要です。</p> <p>業務内容によっては評価対象期間が変わる場合がありますので、入札説明書別紙1「測量等委託業務総合評価点評価基準」をよく確認してください。</p> <p>2 配置技術者の種別は問いません。例えば、管理技術者について、照査技術者としての実績や担当技術者としての実績も評価対象となります。</p> <p>3 測量、調査、土木設計業務の実績については、公共工事に関する業務の履行実績を評価対象とします。</p> <p>なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>4 建築設計業務の実績については、上記に加え、民間発注業務の履行実績も評価対象とします。</p> <p>5 複数の業務からなる業務（例：橋梁詳細設計と道路詳細設計を一つの業務で実施した場合など）の履行実績については、主たる業務が同種・類似業務に該当すれば評価対象となります。（主たる業務でない場合は、評価対象となりません。）</p> <p>6 履行実績は、発注者から直接受託した業務に限ります。（再委託業務は評価対象としません。）</p> <p>7 測量、調査、土木設計業務でテクリス登録がなされている業務については、「業務名」欄の（ ）に登録番号を記載してください。（建築設計業務でPUBDIS登録がなされている業務については、PUBDIS登録番号を記載してください。）</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
同種・類似業務の実績 (配置予定技術者の実績)	<p>8 入札説明書別紙1「測量等委託業務総合評価点評価基準」で設定されている同種・類似業務の要件を満足していることがわかる内容を「業務の概要」欄に記載してください。定量的要件(例:路線測量L=〇〇km以上など)が設定されている場合は、これを満足していることがわかるよう定量的内容(例:路線測量L=△△kmなど)も記載してください。</p> <p>9 「業務の概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</p> <p>10 測量、調査、土木設計業務の各配置技術者(管理技術者、主任技術者、照査技術者、社内審査員)については評価対象を1件とし、建築設計業務の管理技術者については評価対象を3件とします。</p> <p>11 同種業務の履行実績を類似業務より優先して評価します。</p> <p>12 同種・類似業務の何れかに分類されるかは各発注機関が審査します。</p> <p>13 実績報告があっても、審査の結果によっては同種・類似業務どちらにも該当しない場合があります。</p> <p>14 確認のための提出書類は、契約書等とします。ただし、特に必要とされる場合は、切抜設計書、図面等も提出してください。</p>
業 務 成 績	<p>1 現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、過去3年以内における、福島県発注業務での評定75点以上の実績を評価対象とします。なお、該当する実績がない場合は記載不要です。</p> <p>2 測量、調査、土木設計業務の場合は、技術者に対する評定である「技術者評定」で評価します。配置技術者の種別は問いません。例えば、管理技術者について、照査技術者としての実績や担当技術者としての実績も評価対象となります。</p> <p>3 建築設計業務の場合は、業務全体に対する評定である「業務評定」で評価します。ただし、管理技術者又は担当主任技術者(管理技術者の下で、当該分野の業務を担当する技術者のなかで統括する役割をになう者。)として携わった業務に限ります。</p> <p>4 「業務番号・業務名」欄に記載する業務番号は、該当業務の委託業務等成績評定表において工事番号又は契約番号として記載されている番号です。</p> <p>5 「業務の概要〔配置技術者の種別(携わった立場)〕」欄の〔 〕に、配置技術者の種別(携わった立場)を記載してください。建築設計業務の担当主任技術者については、分野がわかるよう記載してください。(例:構造担当主任技術者)</p> <p>6 測量、調査、土木設計業務でテクリス登録がなされている業務については、「業務番号・業務名」欄の()に登録番号を記載してください。(建築設計業務でPUBDIS登録がなされている業務については、PUBDIS登録番号を記載してください。)</p> <p>7 確認のための提出書類は、該当業務の委託業務等成績評定表の写しとします。</p>

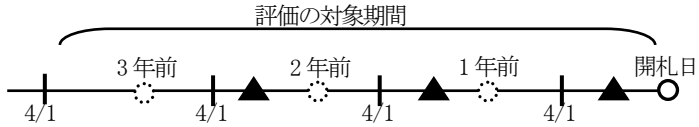
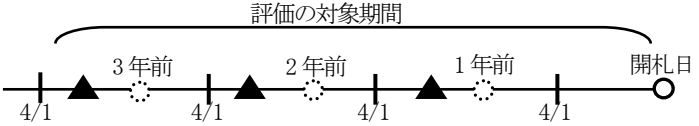
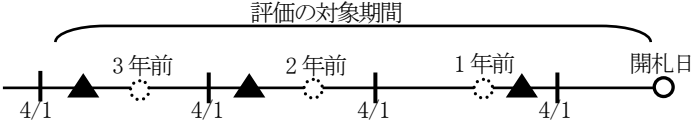
項 目	記 載 留 意 事 項
<p>地 域 精 通 度 (管内、県内における業務実績)</p>	<p>1 記載は1件のみとします。</p> <p>2 測量、調査、土木設計業務の各配置技術者（管理技術者、主任技術者、照査技術者、社内審査員）については、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、過去10年以内の当該業務箇所と同一の管内（建設事務所管内を単位とする。）、県内での履行実績（§ 1 共通 4参照）が評価対象となります。</p> <p>なお、建築設計業務の管理技術者については、過去5年以内となりますので注意してください。</p> <p>3 実績については、業務の内容は問いません。（同種、類似業務に限定しません。）</p> <p>4 実績が測量、調査、土木設計業務の場合は、公共工事に関する業務に限ります。</p> <p>なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>5 実績が建築設計業務の場合は、上記に加え、民間発注業務も可とします。</p> <p>6 履行実績は、発注者から直接受託した業務に限ります。（再委託業務は評価対象としません。）</p> <p>7 測量、調査、土木設計業務でテクリス登録がなされている業務については、「業務名」欄の（ ）に登録番号を記載してください。（建築設計業務でPUBDIS登録がなされている業務については、PUBDIS登録番号を記載してください。）</p> <p>8 「業務の概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</p> <p>9 管内実績を県内実績より優先して評価します。</p> <p>10 当該業務が複数管内に関係する場合、関係する管内は全て評価対象とします。</p> <p>11 県内一円を対象とした業務においては、県内実績を1.0点の評価対象とします。</p> <p>12 確認のための提出書類は、契約書等とします。</p>

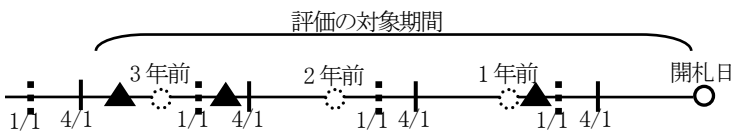
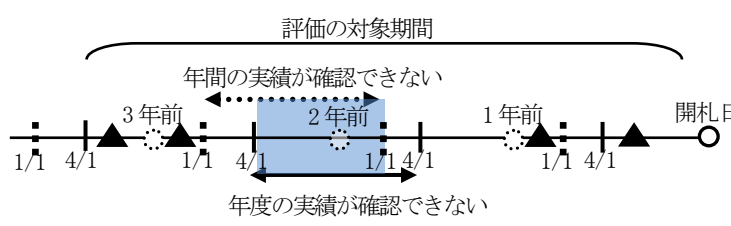
§ 5 様式第8号関係（企業の地域社会に対する貢献度）（簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>共 通</p>	<p>1 用紙はA4サイズ1枚（片面）とします。このことが守られない場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p> <p>2 業務種別により様式が分かれていますので注意してください。誤った様式を提出した場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
障がい者雇用の実績	<p>1 法定義務のある企業の場合</p> <p>(1) 法定雇用人数以上の障がい者雇用がある場合に加点対象となります。 法定雇用人数＝基礎労働者数×法定雇用率 (端数切捨て) 基礎労働者数＝常用労働者数－(常用労働者数×除外率 (端数切捨て)) 除外率の適用については、各企業の業務内容によって異なるため、最寄の労働局に確認してください。</p> <p>(2) 確認のための提出書類は、公共職業安定所への提出している障がい者雇用状況報告書(障害者の雇用促進等に関する法律第43条第5項、同施行規則第7・8条)の写しとします。</p> <p>2 法定義務のない企業の場合</p> <p>(1) 障がい者雇用がある場合に加点対象となります。</p> <p>(2) 確認のための提出書類は、障がい者手帳等、障がい者雇用の状況がわかる書類とします。</p>
次世代育成支援 (子育て応援)	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度「子育て応援」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。</p>
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。</p>
同一市町村での業務実績	<p>1 過去10年以内に当該業務箇所と同一の市町村内において公共工事に関する業務の履行実績(§1共通4参照)がある場合に加点対象となります。</p> <p>なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>2 建築設計業務の実績については、上記に加え、民間発注業務の履行実績も評価対象とします。</p> <p>3 業務の種別は問いません。(同種、類似業務に限定しません。)</p> <p>4 履行実績は、発注者から直接受託した業務に限ります。(再委託業務は評価対象としません。)</p> <p>5 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所(この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。)の実績も評価対象とします。</p> <p>6 確認のための提出書類は、契約書等とします。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項																																
入札参加者の所在地	<p>1 様式第1号に記載された「住所」で評価します。</p> <p>2 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="510 403 1436 627"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> <td rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>県内</td> </tr> </tbody> </table>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	管内	土木事務所管内	隣接する複数管内	建設事務所管内	県内	なし	県内																							
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）																																
管内	土木事務所管内																																
隣接する複数管内	建設事務所管内																																
県内																																	
なし	県内																																
災 害 対 応 実 績 （災害復旧工事に関わる委託業務の履行実績 又は 災害応援協定締結 / 建築物の応急危険度判定士の資格保有者の雇用状況）	<p>1 測量、調査、土木設計業務の実績の場合</p> <p>(1) 過去10年以内において、福島県内における災害復旧工事（災害査定を申請する箇所）に関して、委託業務の履行実績（§1共通4参照）がある場合又は災害時における被害状況調査等の応援協定を県と締結している場合に評価対象となります。</p> <p>(2) 災害復旧工事に関わる委託業務の履行実績は、国、県、市町村、土地改良区、農協等の発注業務に限りますが、業務の内容は問いません。（同種、類似業務に限定しません。）</p> <p>(3) 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <p>[災害復旧工事に関わる委託業務の履行実績]</p> <table border="1" data-bbox="510 1209 1420 1467"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th>評価対象となる業務箇所</th> <th>評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> <td rowspan="4">過去10年以内に1件以上</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> <td colspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>[災害時の応援協定締結]</p> <table border="1" data-bbox="510 1512 1420 1780"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th>評価対象となる応援協定の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> <td colspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 確認のための提出書類は、契約書等の写し、協定書等の写しとします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる業務箇所	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内		過去10年以内に1件以上	隣接する複数管内	建設事務所管内		県内			なし	県内		地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる応援協定の範囲	管内	土木事務所管内		隣接する複数管内	建設事務所管内		県内			なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる業務箇所	評価対象となる期間と実績件数																														
管内	土木事務所管内		過去10年以内に1件以上																														
隣接する複数管内	建設事務所管内																																
県内																																	
なし	県内																																
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる応援協定の範囲																															
管内	土木事務所管内																																
隣接する複数管内	建設事務所管内																																
県内																																	
なし	県内																																

項 目	記 載 留 意 事 項																		
災 害 対 応 実 績 (災害復旧工事に関わる 委託業務の履行実績 又は 災害応援協定締結 / 建築物の応急危険度判定 士の資格保有者の雇用状況)	<p>2 建築設計業務の場合</p> <p>(1) 建築物の応急危険度判定士の資格保有者を、資格保有者となってから1年以上継続雇用している場合に評価しますが、雇用人数によって配点が異なりますので注意してください。</p> <p>(2) 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="520 573 1430 875"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th rowspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)</th> <th rowspan="2">評価対象となる 期 間</th> <th colspan="2">雇用人数に対する配点</th> </tr> <tr> <th>1 名</th> <th>2 名以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内</td> <td rowspan="4">資格保有者となつてから1年以上の継続雇用</td> <td rowspan="4">0.5 点</td> <td rowspan="4">1.0 点</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> <td>建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 確認のための提出書類は、応急危険度判定士認定証、所属建築士の名簿の写しとします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 期 間	雇用人数に対する配点		1 名	2 名以上	管内	土木事務所管内	資格保有者となつてから1年以上の継続雇用	0.5 点	1.0 点	隣接する複数管内	建設事務所管内	県内		なし	県内
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)				評価対象となる 期 間	雇用人数に対する配点													
		1 名	2 名以上																
管内	土木事務所管内	資格保有者となつてから1年以上の継続雇用	0.5 点	1.0 点															
隣接する複数管内	建設事務所管内																		
県内																			
なし	県内																		
ボランティア活動実績	<p>1 過去3年間以上継続して、地域の防災活動への取り組みや道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検など企業としてのボランティア活動の実績がある場合に評価されます。</p> <p>2 過去3年間以上の継続実施とは、開札日から3年前の年度の4月1日以降に3年間以上継続しているボランティア活動の実績をいいます。 なお、3年間以上継続の実績は年間（1月～12月まで）又は年度（4月～翌年3月まで）のいずれかで確認できればよいものとします。</p> <p>(1) 年度（4月から翌年3月）の実績で3年間以上の継続的な実績が評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 今年度を含め、過去3年度内に1回づつ継続している場合。</p>  <p>② 開札日から1年以内の実績は無いが、前年度から数えて3箇年度内に1回づつ継続している場合。</p>  <p>③ 実施日の間隔が1年以上離れているが、各年度に1度の実績が確認できる場合。</p> 																		

項 目	記 載 留 意 事 項																	
ボランティア活動実績	<p>(2) 年間（1月～12月）の実績で3年以上の継続的な実績を評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 実施日の間隔は1年以上離れているが、各年単位で実績が確認できる。</p>  <p>(3) 評価の対象にならない場合</p> <p>① 年度、年間ともに実績が確認できない。</p>  <p>3 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店、支店又は営業所）の活動が対象となります。</p> <p>4 ボランティア活動の評価対象は、企業として役務の提供により活動したものであり、金銭、物品等の提供や従業員が個人的に行ったものは対象外です。また、その内容は、客観的に証明される必要があります。</p> <p>5 記載にあたっては、具体的な活動内容とボランティア活動を行った場所の市町村名を必ず記載してください。「ボランティア活動の具体的な内容」欄にボランティア団体の名称しか記載がない場合、評価しませんので注意してください。</p> <p>6 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成 23・24 年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="518 1456 1428 1713"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)</th> <th>評価対象となるボランティア活動を行った場所</th> <th>評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> <td rowspan="4">過去3年間以上継続して1件以上</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> <td colspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 確認のための提出書類は、活動状況を客観的に証明する書類（地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等）とします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内		過去3年間以上継続して1件以上	隣接する複数管内	建設事務所管内		県内			なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数															
管内	土木事務所管内		過去3年間以上継続して1件以上															
隣接する複数管内	建設事務所管内																	
県内																		
なし	県内																	

項 目	記 載 留 意 事 項			
消防団への継続加入	<p>1 継続雇用（1年以上）している社員（代表取締役や役員も可）が消防団に継続加入（1年以上）している場合に評価します。</p> <p>2 消防団とは、市町村から非常勤特別職地方公務員として辞令を受けるものをいいます。（婦人消防団についても、非常勤特別職地方公務員である場合は評価の対象とします。）</p> <p>3 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店、支店又は営業所）が対象となります。</p> <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成 23・24 年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p>			
	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間
	管内	土木事務所管内		過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である
	隣接する複数管内	建設事務所管内		
	県内			
	なし	県内		
<p>5 地域要件が喜多方建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村、南会津町又はいわき市である場合は、「消防団所在地（市町村名）」欄に所属する分団名まで記載してください。</p> <p>6 確認のための提出書類は、社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等1年以上継続雇用していることがわかるもの、及び、消防団員の辞令、団員証、身分証明書等の写し等客観的に1年以上消防団員であることがわかるものとします。</p>				

§ 6 様式第9号関係（実施手順、業務計画書）（簡易型提案型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
共 通	<ol style="list-style-type: none"> 1 簡易型提案型の場合は様式第9号（その3）を、標準型の場合は様式第9号（その1）、様式第9号（その2）を提出してください。 2 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」という文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。ただし、様式第9号（その1）「3 工程計画」の表内に工程の説明として記載する文字についてはこの限りではありません。 3 用紙は様式第9号（その1）、様式第9号（その2）、様式第9号（その3）ともA4サイズ各1枚（片面）とします。このことが守られない場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。 4 記載内容は簡潔明瞭にしてください。
業務計画（様式第9号（その2）） 1 業務に関する地形、環境、地域特性等の与条件の把握状況、確認方法、課題及びその解決方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 記載事項に対応する技術基準、資料名（「3 業務に利用する技術基準、資料名」欄の記載事項）が番号等で判るように記載してください。
業務計画（様式第9号（その2）） 2 評価テーマに対する対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 記載事項に対応する技術基準、資料名（「3 業務に利用する技術基準、資料名」欄の記載事項）が番号等で判るように記載してください。
業務計画（様式第9号（その2）） 3 業務に利用する技術基準、資料名	<ol style="list-style-type: none"> 1 「1 業務に関する地形、環境、地域特性等の与条件の把握状況、確認方法、課題及びその解決方法」、「2 評価テーマに対する対応方針」欄の記載内容に必要な技術基準、資料名を10件以内で記載してください。 2 記載事項が「1 業務に関する地形、環境、地域特性等の与条件の把握状況、確認方法、課題及びその解決方法」、「2 評価テーマに対する対応方針」欄の記載内容のどの部分に関するか番号等を明示し明確に記載してください。確認できない場合には評価の対象としません。 3 様式第9号（その2）「4 同種・類似業務に関する企業実績の内、当該業務の評価テーマに類似した実績」については、落札候補者となった後、関連資料の提示を求める場合があります。その場合は、関連資料を入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。
業務計画（様式第9号（その2）） 4 同種・類似業務に関する企業実績の内、当該業務の評価テーマに類似した実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 様式6号に記載した業務の内、特に当該業務の評価テーマに類似した業務実績（1件）について記載してください。 2 様式6号の概要より詳しく記載してください。 3 落札候補者となった後、関連資料の提示を求める場合があります。その場合は、関連資料を入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。